

## 1 全国的にも異常な大阪の国保料値上げ（資料P1）

- ・30代・夫婦と未成年の子ども2人・年収300万円の場合、43市町村中38市町で値上げ
- ・65歳以上74歳以下の夫婦で年金月12万円ずつの場合、39市町で値上げ

○全国的にも突出（資料P2）

## 2 維新府政の国保値上げ計画 — 国保料「府内一本化」

### (1) 大阪府国保運営方針（2018～20年度版）

- 「府内どこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額」（「運営方針」）→保険料率、条例減免の「府内一本化」
- 法定外繰り入れをなくす
- 激変緩和措置（2018～23年度の6年間）

### (2) 市町村を従わせる仕掛けが

- ①「赤字解消・激変緩和措置計画」を市町村から提出させ促進（資料P3）
- ②一本化の標準保険料率とともに、激変緩和措置を加味した市町村ごとの標準保険料率を設定し誘導（資料P4）
- ③「2号交付金」で従わない市町村にペナルティ（資料P5～11）

### (3) 国保料値上げとあわせた国保全体の改悪が

- 減免制度（国保料、窓口負担）の改悪
- 行き過ぎた収納強化
  - ・「大阪府域地方税徴収機構」

## 3 市町村での論戦と運動を

### (1) 市町村国保の独自性を堅持する

- 「府運営方針」や府の「標準保険料率」に強制力はない
    - 「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。」（国保法八十二条の二第8項）
    - 「市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、…保険料率を定め」る。  
（国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）平成29年6月）
  - ・法定外繰り入れは引き続き市町村の権限（資料P12、13）
  - ・繰り入れなしを前提に算定されている標準保険料率に従う義務もない
  - ・6年間の激変緩和期間だけでなくそれ以後も
  - 独自の国保料設定、条例減免、法定外繰り入れを維持するよう求める
  - 府によるペナルティも試算し負担するよう求める（資料P14）
- ### (2) 国・府の国保政策の根本転換を迫る
- 国に1兆円公費負担増で均等割・平等割廃止を求め、協会けんぽ並みに
  - 府に「都道府県化」強制中止、ペナルティの撤回を求める

モデルケース別国保料 2018年度と2019年度の比較																				
	30歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯で年収300万円の場合						40歳代シングルマザーと未成年の子ども2人の3人世帯で年間所得100万円の場合						65歳以上74歳以下の独り暮らしで年金月12万円の場合			65歳以上74歳以下の夫婦で年金月12万円ずつの場合				
	2019年度 保険料(円)	2018年度との 比較		2009年度との 比較		2019年度 保険料(円)	2018年度との 比較		2009年度との 比較		2019年度 保険料(円)	2018年度との 比較		2009年度との 比較	2019年度 保険料(円)	2018年度との 比較		2009年度との 比較		
大阪市	300,355	- 4637	98.48%	+ 14734	105.2%	164,284	- 2407	98.6%	+ 14829	109.9%	21,034	- 412	98.1%	- 183	99.1%	30,102	- 99	99.7%	+ 1124	103.9%
堺市	297,182	+ 1225	100.41%	- 41665	87.7%	163,338	+ 3598	102.3%	- 10547	93.9%	19,746	+ 124	100.6%	- 738	96.4%	28,648	+ 235	100.8%	- 3176	90.0%
岸和田市	337,070	+ 18327	105.75%	+ 41160	113.9%	181,587	+ 11098	106.5%	+ 33917	123.0%	24,198	+ 1314	105.7%	+ 4278	121.5%	35,886	+ 2034	106.0%	+ 6486	122.1%
豊中市	301,184	+ 6886	102.34%	- 5400	98.2%	158,552	+ 4484	102.9%	+ 567	100.4%	19,925	+ 854	104.5%	+ 132	100.7%	30,420	+ 1092	103.7%	- 866	97.2%
池田市	343,372	+ 14487	104.40%	+ 44774	115.0%	182,612	+ 9657	105.6%	+ 31418	120.8%	21,195	+ 1478	107.5%	+ 2954	116.2%	32,883	+ 2220	107.2%	+ 2081	106.8%
吹田市	308,938	+ 6321	102.09%	+ 99202	147.3%	173,794	+ 6182	103.7%	+ 57375	149.3%	25,248	- 636	97.5%	+ 3806	117.7%	32,633	+ 346	101.1%	+ 7067	127.6%
泉大津市	322,533	+ 4405	101.38%	+ 2001	100.6%	172,931	+ 2815	101.7%	+ 3976	102.4%	23,165	+ 327	101.4%	+ 3005	114.9%	34,355	+ 570	101.7%	+ 3506	111.4%
高槻市	275,292	+ 14784	105.68%	+ 75879	138.1%	155,086	+ 9255	106.3%	+ 39172	133.8%	21,922	- 542	97.6%	- 53	99.8%	26,647	+ 314	101.2%	+ 2016	108.2%
貝塚市	337,070	+ 18942	105.95%	+ 670	100.2%	181,587	+ 11470	106.7%	+ 8257	104.8%	24,198	+ 1360	106.0%	+ 4878	125.2%	35,886	+ 2102	106.2%	+ 6396	121.7%
守口市	337,070	+ 18942	105.95%	- 33937	90.9%	181,587	+ 11470	106.7%	- 3121	98.3%	24,198	+ 1360	106.0%	+ 8034	149.7%	35,886	+ 2102	106.2%	+ 3558	111.0%
枚方市	300,042	+ 6207	102.11%	+ 56070	123.0%	162,784	+ 8551	105.5%	+ 33281	125.7%	19,620	+ 756	104.0%	+ 2007	111.4%	28,683	+ 1260	104.6%	+ 3537	114.1%
茨木市	312,852	+ 5238	101.70%	+ 57045	122.3%	164,804	+ 2670	101.6%	+ 30905	123.1%	22,487	+ 673	103.1%	+ 4559	125.4%	33,249	+ 1044	103.2%	+ 5241	118.7%
八尾市	330,322	+ 5167	101.59%	+ 61657	122.9%	177,507	+ 8259	104.9%	+ 37035	126.4%	19,122	- 39	99.8%	+ 2031	111.9%	30,069	+ 123	100.4%	+ 3675	113.9%
泉佐野市	337,070	+ 18942	105.95%	+ 8444	102.6%	181,587	+ 11470	106.7%	+ 9467	105.5%	24,198	+ 1360	106.0%	+ 5190	127.3%	35,886	+ 2102	106.2%	+ 6582	122.5%
富田林市	343,533	+ 19113	105.89%	+ 20458	106.3%	185,910	+ 13019	107.5%	+ 15052	108.8%	23,850	+ 4140	121.0%	+ 3588	117.7%	35,250	+ 5010	116.6%	+ 3717	111.8%
寝屋川市	298,626	0	100.00%	- 37554	88.8%	157,895	0	100.0%	- 20745	88.4%	16,686	0	100.0%	- 3870	81.2%	26,550	0	100.0%	- 5724	82.3%
河内長野市	328,678	+ 10550	103.32%	+ 29968	110.0%	177,734	+ 7618	104.5%	+ 20064	112.7%	23,595	+ 757	103.3%	+ 3435	117.0%	34,992	+ 1207	103.6%	+ 3492	111.1%
松原市	346,192	+ 8506	102.52%	+ 38962	112.7%	185,346	+ 6988	103.9%	+ 26845	116.9%	24,036	+ 1198	105.2%	+ 4812	125.0%	35,647	+ 1862	105.5%	+ 6091	120.6%
大東市	325,448	+ 10289	103.26%	+ 27509	109.2%	175,492	+ 6896	104.1%	+ 18087	111.5%	22,012	+ 794	103.7%	+ 1312	106.3%	31,863	+ 1319	104.3%	+ 2703	109.3%
和泉市	326,586	+ 17541	105.68%	+ 27954	109.4%	175,408	+ 10795	106.6%	+ 19508	112.5%	22,500	+ 1440	106.8%	+ 3852	120.7%	33,444	+ 1980	106.3%	+ 5148	118.2%
箕面市	335,094	+ 22299	107.13%	+ 40224	113.6%	171,658	+ 8696	105.3%	+ 18268	111.9%	23,310	+ 1530	107.0%	+ 7740	149.7%	34,650	+ 1800	105.5%	+ 3510	111.3%
柏原市	335,650	+ 17522	105.51%	+ 29089	109.5%	180,938	+ 10822	106.4%	+ 19821	112.3%	24,102	+ 1264	105.5%	+ 4014	120.0%	35,744	+ 1960	105.8%	+ 5000	116.3%
羽曳野市	308,091	+ 9946	103.34%	- 5172	98.3%	168,175	+ 9804	106.2%	+ 4802	102.9%	22,122	+ 719	103.4%	+ 2718	114.0%	32,808	+ 1146	103.6%	+ 2676	108.9%
門真市	328,020	+ 10592	103.34%	+ 10159	103.2%	168,846	+ 4947	103.0%	+ 5517	103.4%	19,836	+ 1416	107.7%	+ 1716	109.5%	30,933	+ 1950	106.7%	+ 2553	109.0%
摂津市	311,671	+ 17812	106.06%	+ 43873	116.4%	169,830	+ 10841	106.8%	+ 29986	121.4%	22,188	+ 1073	105.1%	+ 3288	117.4%	32,902	+ 1749	105.6%	+ 3562	112.1%
高石市	337,070	+ 15287	104.75%	+ 44181	115.1%	181,587	+ 10320	106.0%	+ 33178	122.4%	24,198	+ 2088	109.4%	+ 5628	130.3%	35,886	+ 2985	109.1%	+ 7386	125.9%
藤井寺市	337,070	+ 18942	105.95%	- 9550	97.2%	181,587	+ 11470	106.7%	+ 4247	102.4%	24,198	+ 1360	106.0%	+ 2598	112.0%	35,886	+ 2102	106.2%	+ 2406	107.2%
東大阪市	309,210	- 14095	95.64%	- 28620	91.5%	168,777	- 3182	98.1%	- 13184	92.8%	22,196	+ 3857	121.0%	+ 2000	109.9%	32,918	+ 3513	111.9%	+ 1274	104.0%
泉南市	341,403	+ 8375	102.51%	+ 64353	123.2%	182,570	+ 8609	104.9%	+ 35145	123.8%	22,707	+ 2082	110.1%	+ 1278	106.0%	33,228	+ 3846	113.1%	+ 2397	107.8%
四條畷市	316,133	+ 670	100.21%	+ 21937	107.5%	171,059	+ 3687	102.2%	+ 19489	112.9%	19,675	+ 787	104.2%	+ 2047	111.6%	30,532	+ 688	102.3%	+ 3073	111.2%
交野市	320,752	+ 4402	101.39%	+ 52632	119.6%	173,951	+ 7445	104.5%	+ 36691	126.7%	21,244	+ 985	104.9%	+ 2194	111.5%	32,513	+ 1127	103.6%	+ 2993	110.1%
島本町	337,070	+ 18942	105.95%	+ 100358	142.4%	181,587	+ 11470	106.7%	+ 52488	140.7%	24,198	+ 1360	106.0%	+ 6126	133.9%	35,886	+ 2102	106.2%	+ 9354	135.3%
豊能町	314,111	+ 5649	101.83%	+ 83901	136.4%	166,161	+ 3613	102.2%	+ 42948	134.9%	22,080	+ 180	100.8%	+ 4770	127.6%	33,930	+ 210	100.6%	+ 6930	125.7%
能勢町	318,687	+ 6663	102.14%	+ 42367	115.3%	167,474	+ 2060	101.2%	+ 23294	116.2%	21,274	+ 2104	111.0%	+ 1624	108.3%	32,335	+ 2335	107.8%	+ 2185	107.2%
忠岡町	329,964	+ 11836	103.72%	- 16696	95.2%	178,328	+ 8212	104.8%	- 3932	97.8%	23,694	+ 856	103.7%	+ 4914	126.2%	35,139	+ 1355	104.0%	+ 5919	120.3%
熊取町	333,254	+ 23054	107.43%	+ 48179	116.9%	179,202	+ 14040	108.5%	+ 29423	119.6%	22,767	+ 2902	114.6%	+ 3210	116.4%	34,455	+ 3644	111.8%	+ 4426	114.7%
田尻町	305,220	+ 3101	101.03%	+ 34200	112.6%	162,103	+ 2451	101.5%	+ 14273	109.7%	20,707	+ 1321	106.8%	+ 4237	125.7%	31,406	+ 2222	107.6%	+ 6026	123.7%
阪南市	337,070	+ 18942	105.95%	+ 25400	108.1%	181,587	+ 11470	106.7%	+ 15727	109.5%	24,198	+ 1360	106.0%	+ 4578	123.3%	35,886	+ 2102	106.2%	+ 6306	121.3%
岬町	331,351	+ 15207	104.81%	+ 69586	126.6%	178,960	+ 9750	105.8%	+ 40386	129.1%	23,785	+ 1080	104.8%	+ 5704	131.5%	35,274	+ 1687	105.0%	+ 7095	125.2%
太子町	302,357	+ 3398	101.14%	+ 20241	107.2%	160,734	+ 3678	102.3%	+ 11186	107.5%	20,513	+ 983	105.0%	+ 1250	106.5%	31,138	+ 484	101.6%	+ 1714	105.8%
河南町	299,053	+ 15148	105.34%	+ 21280	107.7%	164,100	+ 10781	107.0%	+ 15886	110.7%	21,374	+ 944	104.6%	+ 1700	108.6%	31,319	+ 1589	105.3%	+ 1190	103.9%
千早赤阪村	259,224	- 2714	98.96%	- 11828	95.6%	145,943	+ 2416	101.7%	+ 4980	103.5%	18,757	- 49	99.7%	- 557	97.1%	27,438	- 54	99.8%	- 2566	91.4%
大阪狭山市	304,977	+ 6085	102.04%	- 26023	92.1%	160,967	+ 4117	102.6%	- 14109	91.9%	20,851	+ 667	103.3%	+ 271	101.3%	31,532	+ 868	102.8%	- 508	98.4%

8/26-H

# 大都市圏に値上げ集中

## 大阪9割・東京6割の自治体

高まる国民健康保険料・税が、2019年度も大都市圏を中心にさらに高騰しています。各市区町村の19年度改定料率をモデル世帯で計算すると、全市区町村の動向が分かった32都府県のうち大阪府は9割、東京都は6割、広島・神奈川県は8割にのぼる自治体で値上げされたことが分かりました。国民生活を無視して大幅・連続値上げを迫る安倍政権と、国言いなりの自治体の姿勢が鮮明になっています。

調査は日本共産党がおこなったもので、「給与年収400万円・4人世帯(30代夫妻と子2人)」をモデルに集計しました。安倍政権が18年度か

ら実施した「国保の都道府県化」で、市区町村に大幅・連続値上げの圧力をかけるなか、18年度は全体の31%、約40の市区町村でモデル世帯が値上げさ

# 安倍政権が圧力

れました。今月中旬までの調べで19年度の改定状況が分かった1560自治体のうち、値上げしたのは431自治体。18年度と同様に全体の約3割(27.6%)を占めており、半数近い約200の自治体は2年以上の連続値上げを強

国保料・税を値上げた自治体の割合

自治体数	割合(%)
① 大阪府	90.7
② 東京都	64.5
③ 広島県	52.2
④ 神奈川県	51.5
⑤ 福岡県	47.1
⑥ 愛知県	42.6
⑦ 福島県	40.7
⑧ 岐阜県	40.5
⑨ 島根県	36.8
⑩ 宮崎県	34.6
⑪ 三重県	34.5
⑫ 兵庫県	31.7
⑬ 石川県	31.6
⑭ 高知県	29.4
⑮ 長崎県	28.6
⑯ 京都府	26.9
⑰ 新潟県	26.7
⑱ 群馬県	25.7
⑲ 埼玉県	22.2
⑳ 徳島県	20.8
㉑ 宮城県	17.1
㉒ 滋賀県	15.8
㉓ 栃木県	12.0
㉔ 香川県	11.8
㉕ 千葉県	11.1
㉖ 大分県	11.1
㉗ 佐賀県	10.0
㉘ 静岡県	8.6
㉙ 秋田県	8.0
㉚ 山口県	5.3
㉛ 愛媛県	5.0
㉜ 富山県	0.0

全市区町村の改定料率が分かった32都府県について家族4人のモデル世帯で計算

めています。全市区町村の状況が分かった32都府県のうち、値上げした自治体数の割合が断トツで多いのは大阪府。43市区町村のうち90.7%の39市区町村にのぼりました。田原町の値上げ幅が府内最大で、年4万円増の45万5千円に。松原市の年額が府内最高で、1万1千円増の47万3千円になりました。

「給与年収240万円の単身世帯」のモデル

大阪府の次に64.5%にあたる40市区町村が値上げした東京都、同52.2%の広島県、51.5%の神奈川県と続いています。東京都では、千代田区をのぞく22区が10年連続の値上げを強行しています。

ルで計算しても、全体は同様の傾向で、大阪府や東京都を中心に3割近い約415自治体が値上げしました。大都市圏は人口が集中しており、多数の加入者をのぞく22区が10年連続の値上げが直撃したとみられます。国保加入者は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を

国保の都道府県化 国保財政の運営責任を市区町村から都道府県に移すもので、18年度から実施。市区町村に対して、独自の国保料軽減などを認めさせるため、都道府県が市区町村に示す「標準保険料率」に合わせた値上げへと誘導する仕掛けを設けています。

占めています。加入者の貧困化の一方で国が国庫負担金を減らし続けたため、国保料は冒頭の4人世帯の場合、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの保険料よりの倍以上も高騰している自治体が各地に生まれています。国民生活を守るためにも、不平等・不公平な現行制度を正すためにも、国庫負担金の大幅増額で国保料を抜本的に引き下げる道へとかしを切る時です。(松田大地)

府内市町村の法定外繰入解消・国保料“府内一本化”計画

(大阪府「赤字解消・激変緩和措置計画」より作成)

法定外繰入解消計画(千円)																	府内一本化への合流時期(年度)														
国定義									大阪府定義								国保料率						国保料減免制度								
		「解消すべき」額	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	合計	「解消すべき」額	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	合計	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
1	大阪市	5,266,397	5,258,032	0	0	0	0	8,365	5,266,397	8,716,285	8,707,920	0	0	0	0	8,365	8,716,285							統一						統一	
2	堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
3	岸和田市	184,593								258,823									統一	統一	統一	統一	統一	統一		統一	統一	統一	統一	統一	
4	豊中市	422,499	94,806	95,242	94,532	5,781	5,633	5,373	301,367	715,020	142,532	245,483	98,500	9,494	9,251	8,824	514,084							統一						統一	
5	池田市	17	0	17	0	0	0	0	17	138,016	0	2,844	5,655	4,241	125,276	0	138,016						統一	統一					統一	統一	
6	吹田市	316,106	0	0	0	8,000	308,106	0	316,106	242,214	175,552	0	0	0	106	0	175,658							統一						統一	
7	泉大津市	30,000	0	0	0	0	0	0	0	81,850	0	27,300	0	27,300	0	27,250	81,850		統一	統一	統一	統一	統一	統一						統一	
8	高槻市	0								0														統一						統一	
9	貝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		統一	統一	統一	統一	統一	統一						統一	
10	守口市	0								198,205									統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
11	枚方市	50,000								95,823														統一						統一	
12	茨木市	0	19,000	28,500	28,500	28,400	28,500	28,500	161,400	0	19,000	28,500	28,500	28,400	28,500	28,500	161,400							統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
13	八尾市	0	-	-	-	-	-	-	-	100,000	0	0	0	100,000	0	0	100,000							統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
14	泉佐野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		統一	統一	統一	統一	統一	統一						統一	
15	富田林市	0	0	0	0	0	0	0	0	37,365	0	0	0	9,341	9,341	9,341	28,024							統一						統一	
16	寝屋川市	31,435	31,435	0	0	0	0	0	31,435	112,961	▲ 87,039	未定	未定	未定	未定	未定	▲ 87,039							統一						統一	
17	河内長野市	0								0									統一	統一	統一	統一	統一	統一						統一	
18	松原市	76,937								67,340														統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
19	大東市	360,000								65,187	0	0	0	65,187	0	0	65,187							統一						統一	
20	和泉市	65,958	10,993	10,993	10,993	10,993	10,993	10,993	65,958	70,872	11,812	11,812	11,812	11,812	11,812	11,812	70,872							統一						統一	
21	箕面市	400,001	102,904	297,097	0	0	0	0	400,001	87,949	50,896	7,411	7,411	7,411	7,411	7,411	87,949							統一						統一	
22	柏原市	5,386	0	4,232	0	0	1,154	0	5,386	36,620	0	4,232	0	0	0	0	4,232		統一	統一	統一	統一	統一	統一						統一	
23	羽曳野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							統一						統一	
24	門真市	197,392	2,392	0	0	0	195,000	0	197,392	137,608	35,155	16,019	13,938	18,124	18,124	18,124	119,484							統一						統一	
25	摂津市	165,827	97,827	13,000	14,000	14,000	13,000	14,000	165,827	205,118	119,191	13,000	14,000	14,000	13,000	31,927	205,118							統一						統一	
26	高石市	0	0	0	0	0	0	0	0	42,000	32,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	42,000			統一	統一	統一	統一	統一						統一	
27	藤井寺市	0	0	0	0	0	0	0	0	55,000	13,000	0	0	0	0	0	13,000		統一	統一	統一	統一	統一	統一						統一	
28	東大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	675,668	340,688	6,286	0	319,980	0	0	666,954							統一						統一	
29	泉南市	0	0	0	0	0	0	0	0	32,080	0	0	8,020	8,020	8,020	8,020	32,080							統一						統一	
30	四条畷市	0	0	0	0	0	0	0	0	52,389	0	0	0	0	0	0	0							統一						統一	
31	交野市	0								10,000														統一						統一	
32	島本町	0								319									統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
33	豊能町	0								96	96	0	0	0	0	0	96							統一						統一	
34	能勢町	0								0														統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一
35	忠岡町	5,072	5,072	0	0	0	0	0	5,072	5,972	5,972	0	0	0	0	0	5,972			統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
36	熊取町	0	0	0	0	0	0	0	0	2,788	0	0	0	0	0	0	0							統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一
37	田尻町	0								545														統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一
38	阪南市	53,224	6,560	0	46,664	0	0	0	53,224	25,683	6,560	5,820	7,484	5,819	0	0	25,683		統一	統一	統一	統一	統一	統一						統一	
39	岬町	0								0														統一							統一
40	太子町	0								2,000	333	333	333	333	333	333	2,000							統一						統一	
41	河南町	3,630								3,670														統一						統一	
42	千早赤阪村																							統一						統一	
43	大阪狭山市	0								9,005	3,315	5,690	0	0	0	0	9,005							統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
府合計		7,634,474	5,629,021	449,081	194,689	67,174	562,386	67,231	6,969,583	12,284,471	9,576,983	376,730	197,653	631,462	233,174	161,907	11,177,909	8	12	12	14	15	15	43	9	11	11	13	15	16	43

令和元年度 都道府県標準保険料率及び市町村標準保険料率 算定結果

【前提】

平成28年度からの一人当たり診療費の伸び率(推計)(単年度) 2.3%

【算定結果】

1 市町村標準保険料率(大阪府統一保険料率)

所得割	医療分			支援金分			介護分		
	均等割	所得割	平等割	均等割	所得割	平等割	均等割	所得割	平等割
8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,249円	2.58%	19,134円	19,134円	-

※市町村標準保険料率(統一保険料率)とは、都道府県内の保険料算定ルールにより、算定するもの(大阪府による激変緩和措置を講じる前の保険料率)。(医療分、支援金分は3方式(所得割、均等割、平等割)、介護分は2方式(所得割、均等割)で算出)

2 市町村標準保険料率

市町村名	医療分			支援金分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
大阪市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
堺市	8.17%	28,327円	30,315円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
岸和田市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
豊中市	7.49%	25,992円	27,816円	2.65%	9,140円	9,782円	2.53%	18,780円	-
池田市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
吹田市	8.18%	28,374円	30,366円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
泉大津市	8.28%	28,722円	30,738円	2.49%	8,577円	9,179円	2.39%	17,704円	-
高槻市	7.54%	26,143円	27,978円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
貝塚市	8.02%	27,811円	29,763円	2.37%	8,175円	8,748円	2.28%	16,875円	-
守口市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
枚方市	7.33%	25,407円	27,191円	2.69%	9,249円	9,898円	2.43%	18,017円	-
茨木市	7.76%	26,929円	28,819円	2.69%	9,249円	9,898円	2.49%	18,423円	-
八尾市	8.25%	28,621円	30,630円	2.52%	8,687円	9,297円	2.36%	17,459円	-
泉佐野市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
富田林市	8.53%	29,572円	31,648円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
寝屋川市	7.71%	26,737円	28,614円	2.69%	9,249円	9,898円	2.45%	18,127円	-
河内長野市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
松原市	8.49%	29,453円	31,521円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
大東市	8.23%	28,560円	30,565円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
和泉市	8.01%	27,789円	29,740円	2.68%	9,244円	9,892円	2.37%	17,531円	-
箕面市	8.45%	29,312円	31,370円	2.62%	9,026円	9,660円	1.87%	13,871円	-
柏原市	8.52%	29,559円	31,634円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
羽曳野市	7.60%	26,371円	28,222円	2.69%	9,249円	9,898円	2.57%	19,046円	-
門真市	7.66%	26,552円	28,416円	2.69%	9,249円	9,898円	2.42%	17,962円	-
摂津市	8.40%	29,132円	31,176円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
高石市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
藤井寺市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
東大阪市	8.26%	28,641円	30,652円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
泉南市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
四條畷市	7.78%	26,973円	28,867円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
交野市	7.90%	27,414円	29,338円	2.62%	9,016円	9,649円	2.58%	19,134円	-
島本町	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
豊能町	8.22%	28,504円	30,505円	2.69%	9,249円	9,898円	2.44%	18,088円	-
能勢町	8.29%	28,736円	30,754円	2.59%	8,905円	9,530円	1.94%	14,344円	-
忠岡町	8.33%	28,902円	30,931円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
熊取町	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
田尻町	7.91%	27,449円	29,375円	2.69%	9,249円	9,898円	2.39%	17,707円	-
阪南市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
岬町	8.38%	29,048円	31,087円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
太子町	7.63%	26,453円	28,310円	2.60%	8,963円	9,592円	2.48%	18,366円	-
河南町	8.52%	29,562円	31,637円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
千早赤阪村	7.11%	24,666円	26,397円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
大阪狭山市	7.99%	27,713円	29,658円	2.69%	9,249円	9,898円	2.51%	18,570円	-

※市町村標準保険料率とは、都道府県内の保険料算定ルールにより、算定するもの(大阪府による激変緩和措置を講じた後の保険料率)。(医療分、支援金分は3方式(所得割、均等割、平等割)、介護分は2方式(所得割、均等割)で算出)

※6年間の激変緩和措置期間については、実際に各市町村が賦課する際の保険料率は、この保険料率と異なる場合がある。

※平成28年度保険料収納必要額(決算ベース(繰入なし))と令和元年度保険料収納必要額(繰入なし)を比べ、一人当たり保険料額が上昇する市町村には、保険料の各区分(医療分・支援金分・介護分)ごとで激変緩和措置を講じている。

3 都道府県標準保険料率

所得割	医療分			支援金分			介護分		
	均等割	所得割	平等割	均等割	所得割	平等割	均等割	所得割	平等割
8.21%	47,537円	2.67%	15,341円	2.52%	18,788円				

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの。

(2方式(所得割、均等割)で算出)

※大阪府による激変緩和措置を講じた後の保険料率。

2019.10.31

令和元年度大阪府国民健康保険給付費等交付金条例第三条第二号に基づく  
保険給付費等交付金特別交付金交付基準

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という）に基づく大阪府国民健康保険給付費等交付金条例（平成29年大阪府条例第99号。以下「条例」という。）第3条第2号及び大阪府国民健康保険給付費等交付金交付要綱第5条第2号二に定める特別交付金（以下「特別交付金（府繰入分）」という。）の交付基準については、次のとおりとする。

（交付区分）

第1 特別交付金（府繰入分）は、条例第3条第2号に規定する額を、次の(1)から(3)までに掲げる区分（以下「交付区分」という。）に応じ、それぞれ定める割合により交付する。

- (1) 財政の健全性の確保・向上 10分の3
- (2) 広域化の推進 10分の3
- (3) 健康づくり・医療費適正化の促進 10分の4

（各市町村への交付額）

第2 各市町村に交付する特別交付金（府繰入分）の交付額は、当該市町村について、この基準の定めるところにより交付区分ごとに算定された額の合計額とする。この場合において、交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

（財政の健全性の確保・向上、広域化の推進及び健康づくり・医療費適正化の促進に係る交付額の算定）

第3 交付区分のうち「財政の健全性の確保・向上」、「広域化の推進」及び「健康づくり・医療費適正化の促進」における特別交付金（府繰入分）の算定は、この基準に定める算定方法及び評価基準に従い行うものとする。

（評価点数による交付額の算定）

第4 交付区分のうち、「財政の健全性の確保・向上」、「広域化の推進（先駆的・広域化の推進に向けたシステム改修推進事業を除く）」及び「健康づくり・医療費適正化の促進（非肥満高血圧高値者・血糖値高値者への受診勧奨推進事業を除く）」に係る交付額は、それぞれ第5、第7及び第10に定めるところによる評価点数に応じて、次のとおり算定する。

〔(体制構築点+評価指標毎の加点)×被保険者数(退職被保険者を含む)]により算出した点数を基準として、全保険者の算出点数の合計に占める割合に応じて、予算の範囲内で交付する。

なお、体制構築点は30点とし、被保険者数は平成30年6月1日現在の数値を用いることとする。

（財政の健全性の確保・向上に係る取組状況の評価基準）

第5 交付区分のうち「財政の健全性の確保・向上」については、次に定めるところにより取組状況を評価する。

1 法定外繰入の削減状況

平成30年度の実績を評価する。

達成基準	加点
① 平成30年度決算において、府が解消すべきものとして整理した決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていないか。	25点
② ①の基準は達成していないが、国保運営方針に基づき、決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減の目標年次を定めた個別の計画以上に削減しているか。	15点
③ ①と②の基準は達成していないが、平成29年度と比べて削減しているか。	10点

2 既存の累積赤字解消の取組状況

達成基準	加点
① 平成30年度決算において累積赤字額がないか。	25点
② ①の基準は達成していないが、府基準により対象市町村が策定した赤字解消計画について、達成しているか。	5点

3 収納率向上のための取組状況

(1) 目標収納率(現年度分)

平成29年度の実績を評価する。

達成基準	加点
① 平成31年度保険者努力支援制度の評価指標（第4-1(1)①）で示された全被保険者数による規模区分の収納率（上位3割）を達成しているか。	25点
② ①の基準は達成していないが、平成31年度保険者努力支援制度の評価指標（第4-1(1)①）で示された全被保険者数による規模区分の収納率（上位5割）を達成しているか。	15点
③ 別に定める規模別収納率上昇目標値を達成しているか。	10点

(2) 目標収納率(滞納繰越分)

平成29年度の実績を評価する。

達成基準	加点	
① 現年度分及び滞納繰越分の合計の収納率が国民健康保険事業年報に基づき国が公表する平成29年度の全国平均値を達成しているか。	15点	
② 滞納繰越分の収納率が平成28年度と比較し、1ポイント以上向上しているか。	5ポイント以上	10点
	3ポイント以上 5ポイント未満	5点
	1ポイント以上 3ポイント未満	3点

### (3) 滞納整理等の実施

平成 30 年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
① 短期証を交付する際に、納付相談等の機会を設ける方針を定めているか。	1 点
② 資格証明書については、保険料を納付できない特別な事情の有無を十分に確認したうえで交付するよう方針を定めているか。	1 点
③ 1年以上の長期滞納者については、必ず財産調査を行う方針を定めているか。	1 点
④ ③の基準を満たした上で、財産調査を行った結果、財産がないと判断した場合は、滞納保険料の執行停止を行っているか。	1 点
⑤ 滞納者が再三の督促、催促にもかかわらず納付に応じない場合は、実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分を行う方針を定めているか。	2 点
⑥ インターネット公売を実施した実績があるか。	2 点

### (4) 納付環境の整備

平成 30 年度中の実施状況を評価する（ただし、②については、平成 29 年度の実績を評価する）。

達成基準	加点
① マルチペイメントネットワーク等を活用した収納対策（口座振替、ペイジー等）に取り組んでいるか。	2 点
② 平成 29 年度の普通徴収に係る口座振替世帯数の割合が、前年度より向上しているか。	3 点
③ 口座振替を原則化しているか。	3 点
④ コンビニ収納を実施しているか。	2 点

### (5) 収納対策の強化

平成 30 年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
① 収納コールセンターを設置または活用しているか。	2 点
② 滞納処分の専門部署を設置または活用しているか。	3 点
③ 休日・夜間の相談を実施しているか。	2 点

### (6) 適用の適正化

平成 30 年度中の実施状況を評価する（ただし、②・③については、平成 29 年度の実績を評価する）。

達成基準	加点
① 居所不明被保険者の調査について、「取扱要領」を策定しているか。	1 点
② 居所不明被保険者の調査を行い、職権による住基抹消を担当課へ依頼するなど、その解消に努めているか。	1 点
③ 全世帯に占める推計賦課世帯及び未申告世帯の割合が、前年度と比較して減少しているか。	1 点
④ 日本年金機構と覚書を締結して、国民年金被保険者情報を適用の適正化に活用しているか。	1 点
⑤ 未適用者の実態について把握し、その実態に合わせた適用推進を行っているか。	2 点
⑥ 退職被保険者本人に係る適用（届出勧奨及び職権適用を含む）を、適正にかつ速やかに行っているか。	2 点
⑦ 適正に退職被保険者等の振替処理を行っているか。	2 点
⑧ 退職被保険者の被扶養者に係る税情報との突合調査、職権適用や勧奨業務を行っているか。	2 点

### (7) 職員の能力向上

平成 30 年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
年度当初に研修計画等を策定し、都道府県、連合会または関係団体等が主催する研修会、事務説明会に職員が計画的に参加しているか。	1 点

### (8) その他

平成 30 年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
収納対策緊急プランまたはこれと同等の計画を策定しているか。	2 点

### (広域化の推進)

第 6 交付区分のうち「広域化の推進」については、次の区分により算定した額の合計額を交付する。

- (1) 広域化の推進に係る取組状況
- (2) 広域化の推進に向けたシステム改修推進事業
- (3) 先駆的・効果的な取組促進事業

**(広域化の推進に係る取組状況の評価基準)**

第7 広域化の推進に係る取組状況については、次に定めるところにより評価する。

**1 大阪府国民健康保険運営方針(以下「府運営方針」という。)に基づく事務の実施状況**  
令和元年度中の実施状況の評価する。

達成基準		加点
①	府運営方針を踏まえた国民健康保険の事務を実施しているか。	135点
① 内 訳	i 市町村で設定する保険料率を市町村標準保険料率と同率で設定しているか。	55点
	ii iには該当しないが、市町村で統一に向けた具体的な保険料率等を定めた激変緩和計画を策定しているか。	10点
	iii 保険料賦課限度額を府運営方針に統一しているか。	10点
	iv 保険料算定期を府運営方針の算定期及び期数に統一しているか。	10点
	v 保険料減免の基準を府運営方針の別に定める基準に統一しているか。	35点
	vi 一部負担金減免の基準を府運営方針の別に定める基準に統一しているか。	20点
	vii 被保険者証年次更新業務の共同処理に参加しているか。	5点
②	直近の指導監督及び事務打合せで指摘した事項に対して、適切に対応しているか。	5点

**2 処理システムに係る達成状況**

平成30年度中の実施状況の評価する。

達成基準		加点
①	事務の標準化を図り、制度改正の度に生じるコストの発生を抑えるために、市町村事務処理標準システムを導入しているか。	5点
②	事務の共同化、効率化・コスト削減、広域化、セキュリティ強化等を図るために、都道府県内の複数市町村によるシステムの共同利用(クラウド等)を導入しているか。	5点

**(広域化の推進に向けたシステム改修推進事業)**

第8 広域化の推進に向けたシステム改修推進事業については、次に定めるところにより交付する。

**1 交付方針**

府運営方針、府運営方針に基づく別に掲げる基準及び事務運用(平成30年4月20日付け国健第1212号大阪府福祉部国民健康保険課長通知。)に定める事務の実施準備のために令和元年度中にシステムを改修した費用について、次の算定方法により交付する。

**2 交付額の算定**

交付額 = システム改修費(他の交付金等の対象となっている額を除く) × 交付対象割合  
(府内合計交付額の上限を10億円とし、別途定める。)

**(先駆的・効果的な取組促進事業)**

第9 先駆的・効果的な取組促進事業については、次に定めるところにより交付する。

**1 交付方針**

府内他市町村が実施していない取組みであり、かつ、他市町村でも実施効果が期待される取組み(以下「先駆的な取組み」という。)を実施する市町村及び各市町村が分析した課題に対する解決策となる取組み(以下「効果的な取組み」という。)を実施する市町村に対して、次の算定方法により交付する。

**2 交付額の算定**

交付額=所要額(先駆的な取組み及び効果的な取組みの1市町村あたりの上限額を800万円、400万円とする。ただし、府内合計所要額が8,000万円未満となる場合は、予算の範囲内で別途定める。また、先駆的な取組み及び効果的な取組みの交付市町村数について、それぞれ5市町村、10市町村までとする。)

**(健康づくり・医療費適正化の促進)**

第10 交付区分のうち「健康づくり・医療費適正化の促進」については、次の区分により算定した額の合計額を交付する。

- (1) 健康づくり・医療費適正化の促進に係る取組状況
- (2) 非肥満血圧高値者・血糖値高値者への受診勧奨推進事業



(健康づくり・医療費適正化の促進に係る取組状況の評価基準)

第11 健康づくり・医療費適正化の促進に係る取組状況については、次に定めるところにより評価する。

1 医療費水準(被保険者に係る年齢調整後一人当たり医療費の数値)

平成28年度の実績を評価する。

達成基準		加点
① 大阪府平均よりも低い水準である場合 厚生労働省が公表する「医療費の地域差分析」における地域差指数が大阪府の地域差指数未満となっているか。	上位5位以内	25点
	上位6～10位	20点
	上位11位～	15点
② 前年度より改善した場合 厚生労働省が公表する「医療費の地域差分析」における地域差指数が前年度未満となっているか。	改善率 上位5位以内	20点
	改善率 上位6～10位	15点
	改善率 上位11位～	10点

2 後発医薬品

平成30年度中の実施状況を評価する(ただし、②・③については、平成29年度の実績を評価する)。

達成基準		加点
① 後発医薬品の差額通知の事業を実施し、通知前後で後発医薬品への切り替えが行われているか確認をしているか。		3点
② 後発医薬品の使用割合が一定水準を上回っているか。	i 80%以上	10点
	ii iは達成していないが、全国自治体上位3割以上 (H29:75.38%以上)	7点
	iii i及びiiは達成していないが、全国自治体上位6割以上 (H29:71.32%以上)	5点
	iv i～iiiは達成していないが、府内自治体平均以上 (H29:66.92%以上)	3点
③ 後発医薬品の使用割合が前年度と比較し、上昇しているか。	i 5ポイント以上上昇している	5点
	ii iは達成していないが、3ポイント以上上昇している	3点

3 重複・多剤投与者に対する取組

平成30年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
重複・多剤投与者の抽出基準を設定し、対象者を抽出した上で、その者に対して服薬情報の通知や個別に訪問・指導するなどの取組を実施しているか。	2点

4 給付の適正化に係る取組状況

(1) レセプト点検の充実・強化

平成30年度中の実施状況を評価する(ただし、②・③については、平成29年度の実績を評価する)。

達成基準		加点
① 複数の医療機関で受診した同一患者に係る点検を実施しているか。		1点
② 平成29年度(4～3月)の1人当たりの財政効果額が前年度(4～3月)と比較して、向上しているか。		1点
③ 平成29年度の1人当たりの財政効果額が全国平均を上回っているか。		1点
④ 介護保険との給付調整を行うため、介護保険関係課からの情報提供(国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムから提供される突合情報)を受け適切にレセプト点検を行っているか。		1点
⑤ 柔道整復療養費の適正化に係る取組を実施しているか	i 柔道整復療養費支給申請書について、資格点検・内容点検ともに実施率が100%となっている	2点
	ii 多部位、長期又は頻度が高い施術者に対する負傷部位や受診原因の調査等及び指導のいずれも実施している	2点

(2) 一部負担金の適切な運営

平成30年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
医療機関からの申請がある場合、一部負担金の保険者徴収制度を適切に運営しているか。	1点

5 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

(1) 特定健康診査の実施

平成 28 年度の実績を評価する。

達成基準		加点
① 特定健康診査の受診率が一定水準を上回っているか。	i 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値(60%)を達成している	10点
	ii iは達成していないが、全国自治体の上位3割(46.52%)以上	7点
	iii i及びiiは達成していないが、全国自治体上位5割(40.98%)以上	5点
	iv i～iiiは達成していないが、府内自治体上位5割(34.47%)以上	3点
② 特定健康診査の受診率が3ポイント以上向上しているか。		5点
③ 特定健診未受診者がかかりつけ医等の医療機関で生活習慣病等の治療を受けられている場合、その医療データを医療機関から情報提供を受ける等の事業を実施しているか。		3点

(2) 特定保健指導の実施

平成 28 年度の実績を評価する。

達成基準		加点
① 特定保健指導の実施率が一定水準を上回っているか。	i 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値(60%)を達成している	10点
	ii iは達成していないが、全国自治体の上位3割(50.00%)以上	7点
	iii i及びiiは達成していないが、全国自治体上位5割(33.75%)以上	5点
	iv i～iiiは達成していないが、府内自治体上位5割(17.62%)以上	3点
② 特定保健指導の実施率が5ポイント以上向上しているか。		5点

(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備群の状況

平成 28 年度の実績を評価する。

達成基準		加点
① メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率。	i 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値(25%)を達成している	7点
	ii iは達成していないが、減少率が全国自治体の上位3割(7.20%)以上	5点
	iii i及びiiは達成していないが、減少率が全国自治体上位5割(2.01%)以上	3点
② メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率が前年度と比較し、3ポイント以上向上しているか。		3点

6 がん検診・歯科健診の実施状況

平成 28 年度中の実績を評価する(ただし、③及び④については、平成 30 年度の実績を評価する)。

達成基準		加点
① 胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5つのがん検診の平均受診率が全自治体の上位5割(15.03%)を達成しているか。		1点
② ①に掲げる5つのがん検診の平均受診率が1ポイント以上向上しているか。		1点
③ 特定健診受診者のうち、特定健診とがん検診を同日・同場所で開催しているものの割合が一定水準を上回っているか(ただし、同日・同場所によらずとも、被保険者の利便性が確保され、特定健康診査の受診率向上の促進につながると認められる場合には、セット検診とみなす)。	i 80%以上	5点
	ii iは達成していないが、60%以上	4点
	iii i及びiiは達成していないが、40%以上	3点
	iv i～iiiは達成していないが、20%以上	2点
	v i～ivは達成していないが、0%超	1点
④ 歯科健診を実施しているか。		1点

7 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

(1) 個人へのインセンティブの提供

平成30年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
① 一般住民の予防・健康づくりの取組や成果に対しポイント等を付与し、ポイント数に応じて報奨を設けるなど、一般住民による取組を推進する事業を実施しているか。	3点
② ①の事業実施にあたり、PDCAサイクル等で見直しを行うことができるよう、インセンティブが一般住民の行動変容につながったかどうか、効果検証を実施しているか。	3点
③ 商工部局との連携、地域の商店街との連携等の「健康なまちづくり」の視点を含めた事業を実施しているか。	3点
④ 大阪府において実施する「健康づくり支援プラットフォーム整備等事業」に参加、あるいは同水準の事業を独自に実施しているか。	7点

(2) 分かりやすい情報提供

平成30年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
次に掲げる①～④のすべての条件を満たした取組を実施しているか。	2点
① 特定健診等の受診者に、ICT等を活用して健診結果を提供しているか。	
② 疾病リスクとの関係で検査の数値の持つ意味について分かりやすく説明しているか。	
③ 疾病リスクにより医療機関を受診することが必要な場合には、確実に受診勧奨を実施しているか。	
④ 検査値を改善するための個人の状態に応じた生活習慣についてのアドバイスも提供しているか。	

8 汎用性の高い行動変容プログラムの取組状況

平成30年度における「汎用性の高い行動変容プログラム」(平成26年6月4日及び平成27年6月1日開催の「行動変容推進事業説明会」において大阪がん循環器病予防センターが提示した「汎用性の高い行動変容プログラム」(高血圧対策、禁煙支援、特定健診受診率向上、特定保健指導実施率向上及び高血糖対策)をいう。)の取組状況を評価する

なお、特定健診受診率向上及び特定保健指導実施率向上に関する「汎用性の高い行動変容プログラム」に沿った取り組みを実施していない場合であっても、前年度の特定健康診査受診率又は特定保健指導実施率が、それぞれ前々年度の特定健康診査の全国平均受診率又は特定保健指導の全国平均実施率に達している場合は、それぞれ次号に定める「標準」区分として取り組んでいるものとみなす。

達成基準	加点
「高血圧対策」、「禁煙支援」、「特定健診受診率向上(※)」、「特定保健指導実施率向上(※)」及び「高血糖対策」の各プログラムの取組状況	充実レベル 各3点 (※については、各5点)
	標準レベル 各2点 (※については、各3点)
	最低限レベル 各1点

9 糖尿病等の重症化予防に係る取組等の実施状況

平成30年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
① 次のi～ivのすべてを満たす取組を実施しているか。	3点
i 対象者の抽出基準が明確であること。	
ii かかりつけ医と連携した取組であること。	
iii 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること。	
iv 事業の評価を実施すること。	
② ①を達成した上で、受診勧奨を、全ての対象者に対して、文書の送付等により実施しているか。また、実施後、対象者の受診の有無を確認し、受診が無い者には更に面談等を実施しているか。	2点
③ ①を達成した上で、保健指導を受け入れることを同意した全ての対象者に対して、面談、電話又は個別通知を含む方法で実施しているか。また、実施後、対象者のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、実施前後で評価しているか。	2点
④ 大阪府非肥満血圧高値者・高血糖値者受診勧奨推進事業において、非肥満者のうち、血圧高値・血糖高値者への受診勧奨対象者で受診完了あるいは再勧奨を実施した人数が50%以上であるか。	2点

## 10 データヘルス計画の策定状況

平成 30 年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
① データヘルス計画を策定し、これに基づき保健事業を実施しているか。	2 点
② データヘルス計画に係る平成 30 年度の個別の保健事業について、データヘルス計画の目標等を踏まえた評価指標が設定されているか。	2 点
③ データヘルス計画に係る平成 29 年度の個別の保健事業について、定量的な評価指標に基づき評価を行っているか。	2 点
④ データヘルス計画に係る平成 30 年度の保健事業の実施・評価について、国保部局・高齢者医療部局・保健関係部局・介護部局等の関係部局による連携体制が構築されているか。	2 点
⑤ データヘルス計画に係る平成 30 年度の保健事業の実施・評価について、府（保健所を含む。）との連携体制が構築されているか。	2 点
⑥ データヘルス計画に係る平成 30 年度の保健事業の実施・評価について、学識経験者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係者などの連携体制が構築されているか。	2 点
⑦ KDB 等各種データベースを活用し、データヘルス計画に係る保健事業の実施・評価に必要なデータ分析（医療費分析を含む。）を行っているか。	2 点

## 11 地域包括ケアに係る取組状況

平成 30 年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
① 地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まい・生活支援など部局横断的な議論の場への国保部局の参画（庁内での連携や地域ケア会議での連携）	1 点
② KDB 等を活用してハイリスク群・予備軍等のターゲット層を抽出し、医療・介護・福祉関係者等と共有	1 点
③ ②により抽出されたターゲット層に対するお知らせ・保健師の訪問活動、介護予防を目的とした運動予防の実施、健康教室等の開催、自主組織の育成等について、国保部局としての支援の実施	1 点
④ 国保直診施設を拠点とした地域包括ケアの推進に向けた取組の実施	1 点
⑤ 後期高齢者医療制度又は介護保険制度と連携した保健事業を実施	1 点

## 12 第三者求償に係る取組状況

平成 30 年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
① 第三者行為によって生じた保険給付の疑いのあるレセプトを抽出し、被保険者に確認作業を行っているか。	2 点
② 第三者求償の適正な事務を行うために、一般社団法人日本損害保険協会等と締結した第三者行為による傷病届の提出に関する覚書に基づく様式に統一して、代行されているか。	2 点
③ 第三者求償事務に係る評価指標（2 必須指標）について、数値目標を達成しているか。（平成 28 年 4 月 4 日国民健康保険課長通知）。	2 点
④ 消防や地域包括支援センター、警察、病院、保健所、消費生活センター等の関係機関から救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける体制を構築しているか。	2 点
⑤ 各市町村のホームページにおける第三者求償のページを設け、傷病届の提出義務について周知し、傷病届の様式（覚書様式）と、第三者行為の有無の記載欄を設けた高額療養費等の各種申請書をダウンロードできるようにしているか。	2 点

### （非肥満血圧高値者・血糖高値者への受診勧奨推進事業）

第 12 非肥満血圧高値者・血糖高値者への受診勧奨推進事業については、次に定めるところにより交付する。

#### 1 交付方針

「大阪府国民健康保険非肥満血圧高値者・血糖高値者受診勧奨推進事業実施要領」（平成 27 年 5 月 15 日付け国健第 1228 号・健第 1435 号 大阪府福祉部国民健康保険課長及び大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課長通知。以下「要領」という。）に定める受診勧奨又は受診状況の確認（以下「受診勧奨等」という。）の実施完了の実績に対して交付する。

#### 2 交付額の算定

交付額 = 5,000 円 × 受診勧奨等完了人数（平成 31 年 4 月から令和元年 11 月までの間に特定健康診査を受診し、かつ令和 2 年 2 月までの間に要領に定める受診勧奨等を完了した人数）

なお、次の各号に掲げる人数については、前項の受診勧奨等完了人数に含むものとする。

- (1) 平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの間に特定健康診査を受診し、かつ令和 2 年 2 月までの間に要領に定める受診勧奨等を完了した人数
- (2) 平成 30 年 11 月以前に特定健康診査を受診した者で平成 31 年 3 月から令和 2 年 2 月までの間に要領に定める受診勧奨等を完了した人数

○堀内（照）委員 今、いろいろありましたけれども、大臣は一方で、この三千四百億円の追加公費投入で、一般会計からの繰り入れの必要性は相当程度解消すると考えているとも述べられております。

今、市町村が独自に行っておりますこの一般会計からの繰り入れをやめてしまったら、これは保険料の軽減につながらないんじゃないでしょうか。

○唐澤政府参考人 一般会計からの繰り入れにつきましての御質問でございます。

国保はさまざまな御指摘のような構造的な問題を抱えておりまして、私どもの方は、計画的、段階的な赤字の解消に取り組んでいただくよう、これまでも市町村の方をお願いをまいりました。

今回、先ほど大臣からお話ございましたように、三千四百億円の財政支援の拡充を行うことにしております。このほかに、予期せぬ給付増あるいは保険料の収納不足ということで財源が足りなくなった場合に備えまして、財政安定化基金というものを都道府県に設置することとしております。また、このほか、保健事業の推進でございますとか、医療費の適正化等の取り組みも行っていただいで、保険料の適切な設定に取り組んでいただきたいと考えております。

一般会計からの繰り入れにつきましては、これは自治体の判断で御判断いただくこと  
でございますので、私どもがこれをどうということは申し上げられませんが、今回の  
改革によって、さまざまな、三千四百億や基金の設置等をあわせまして国保の財政基盤の  
強化を図ってまいりたいと考えております。

○堀内（照）委員 いろいろ言われましたけれども、今、一般会計の繰り入れは三千五百四十四億円ですね。ですから、その額だけ見ても、保険料軽減ということにはやはりつながらないと思うわけです。

また、法案では、都道府県が市町村に標準保険料率を示すということになりますが、この標準保険料率というのは、市町村が行っている一般会計からの繰り入れを解消することを一方で行われているわけですから、この保険料率には繰り入れというのは反映されるんでしょうか。

○唐澤政府参考人 都道府県の定める標準保険料率でございますけれども、一般会計の繰り入れ自体は、今現在は市町村の方の御判断で実施をされているものでございますので、私どもの方は、現在の考え方は標準的な住民の皆さんの負担の見える化を図りたいということで、納付金の算定に当たりましては、一般会計からの繰り入れというものは勘案をせずに算定をしていただきたいというふうに考えております。各市町村が、共通な、基本的な要素で納付金の算式を示したいということを考えているところでございます。

○堀内（照）委員 これでは、当然、多くのところで現に今被保険者が支払っている保険料よりも高い額の標準保険料率が示されることになるわけです。保険料はあくまで市町村

が決めるということで、繰り入れの問題も今独自の判断だという御答弁がありましたけれども、一般会計からの繰り入れの解消、こういうことを示すことによって、都道府県が市町村に解消せよということを押しつけるようなことは当然あってはならないと思いますけれども、それは御確認いただけますか。

○唐澤政府参考人 今回の三千四百億円という規模は、現在の国民健康保険の保険料が約三兆円でございますので、一割強というような水準の財政基盤の強化をお願いしたいと考えているわけでございます。

したがって、一般会計の繰り入れの現在赤字の対応にはかなり効果を発揮できるのではないかと考えておりますけれども、ただ、今御指摘いただきましたように、一般会計からの繰り入れをどうするかということにつきましては、それぞれの自治体で御判断をいただく。ただ、私どもといたしましては、国民健康保険の健全な運営ということに努めていただきたいと思いますが、これを制度によって禁止するというふうなことは考えていないところでございます。

○堀内（照）委員 繰り入れをやめさせるということは一方的にできないということを確認しておきたいと思っております。

ならば、この保険料が高過ぎるという住民の声に応えた市町村の努力にこそ国が応えるべきだと思うわけです。この法案の方向は、標準保険料率を示し、将来的な保険料負担の平準化を進める、一般会計からの繰り入れも解消を目指すような方向だということでは、保険料の軽減にならないということはもう明らかだと思っております。

（中略）

◆（宮原威君） 標準保険料率をつくる以上、保険料は心配しなくても今よりもうんと接近をします。それは当然、標準保険料率を出して、納付金を常設するわけですから、その納付金に合わそうと思えば、当然、接近をします。だから、その知事の心配は全く当たらないということを申し上げておきたいと思えます。

それから、同時に、一般会計からの繰り入れを認めないとすると、例えばシングルマザーで子ども一人の場合に、東大阪だと年五万円ぐらい上がるケースがあるんですね、低所得の場合ね。それから、年金の所得の場合でも年五万円ぐらい上がる。シングルマザーとか年金のひとり暮らしで月に五千元とか三千元とか国保料が上がるという残酷さを知事は考えたことがありますか。そういう残酷な事態をなくすために、当面、少なくとも一般会計からの繰り入れは認めるべきじゃないかと。赤字補填なんかについては、計画的にもちろん解消せなあかんと思えますけど、そのことを言うてるんです。

◎知事（松井一郎君） 今、宮原委員が言われたシングルマザーで国保料が減免されている方、それから高齢者で国保料の減免を受けられている方、これは福祉政策ですよ、福祉政策。我々は保険医療制度の話をしています。福祉政策においては、これは、一般会計というのでいうならば、同じ財布ですから、各市町村でまた新たな福祉政策にその部分は回していただいたら、その方々を助けることはできると、こう思っています。

だから、今、保険料の話と福祉政策の話をして合致されて話をされるとちょっと困ります。保険料の話は、これは一つの大きな考え方として、これから十年、二十年先に、我々は、大阪府域では統一した保険料で、府内どこに住んでも負担感の格差がない、そういうものを目指しております。

今、宮原委員が言われたシングルマザーの方々、そして高齢者の方々を助けていく、これは減免制度というものだけで考えることではなくて、福祉政策ですから、その部分で、市町村で他の福祉政策にその財源を回していただければ、これは十分対応可能なことだと、こう思っています。

◆（宮原威君） そこまで知事がおっしゃるんでしたら、その制度を大阪府が主導してつくってからやってくださいよ。現実にもう来年から毎月四千元、五千元、取られるんですよ、余計に。その制度をつくりもせんと、そっちは福祉政策と、そんな抽象的なことを論議してない。そういった制度を大阪府がつくって、その上で二年後なら二年後、五年後なら五年後に統一したらいいじゃないですか。

◎知事（松井一郎君） 宮原委員、事実誤認があります。これ、来年から何千元か負担ということをお話しされましたけど、これは激変緩和期間がありますから、即、来年からということにはなりません。その激変緩和の間に、市町村とどういう形で激変緩和をされるのかということをお六年の間にやってくださいということでお話し合っていますから。だから、今の一般会計の話と同じです。一般会計も六年間の猶予期間の中で段階的に繰り入れをやめてもらいたいということを我々は申し上げているわけで、今、宮原委員が言われ

る来年四月からということにはなりません。

◆（宮原威君） 激変緩和で来る予算は、大体、一般会計からの繰り入れの十分の一です。したがって、全く本当の意味の激変緩和にはなりません。その認識はありますか。

◎知事（松井一郎君） ですから、宮原委員、一般会計の繰り入れを即、来年四月からやめてくれと言っているんじゃないありません。六年間の間にこの……。

◆（宮原威君） 激変緩和は十分の一しか来ないと言うてる。

◎知事（松井一郎君） いや、だから、一般会計もまだ続くわけですよ、宮原委員が言われるように。即、四月からやめなさいということをおっしゃっているわけじゃないありません。そして、これ、今、市町村と話をしているのは、努力目標として六年ということをお話しています。ルールとして六年できちっと定められているものではない。だから、一般会計からの繰り入れは、やはりこれは違法ではありませんが、税の公平性ということからいうと問題があるというのが我々の考えで、六年間の間にこれを見直していただきたいという、これはお願いをしているわけですよ、市町村に対して。ですから、来年四月から、まさに宮原委員が言われるように、そういう低所得の皆さん、シングルマザーの皆さんがいきなりそういう大きな負担になるというの、まさに印象操作ですから、これは違いますということをはっきり申し上げておきます。

◆（宮原威君） 印象操作じゃないよ。だって、十分の一しか来ないんですから。しかも、その金はどんどん減っていくんですから、激変緩和で来る予算というのは。したがって、少なくとも、努力目標だと言われました、ほんでお願いだと言われました、ということは、当然、市町村の自主的に決める権利は担保されていると、今の答弁で考えていいですね。

◎知事（松井一郎君） 権限は市町村にあります、市町村の予算ですから。ただ、我々は市町村に対して、一般会計からの繰り入れというのは税の公平性を考えたときに問題だと、こう思っておりますから、できるだけこの六年の間に一般会計の繰り入れについては、これは見直していただきたいということをおっしゃいます。

○委員長（山下浩昭君） 宮原委員に申し上げます。申し合わせの時間が経過しておりますので、質問は簡潔にお願いいたします。

◆（宮原威君） 質問はいたしません。

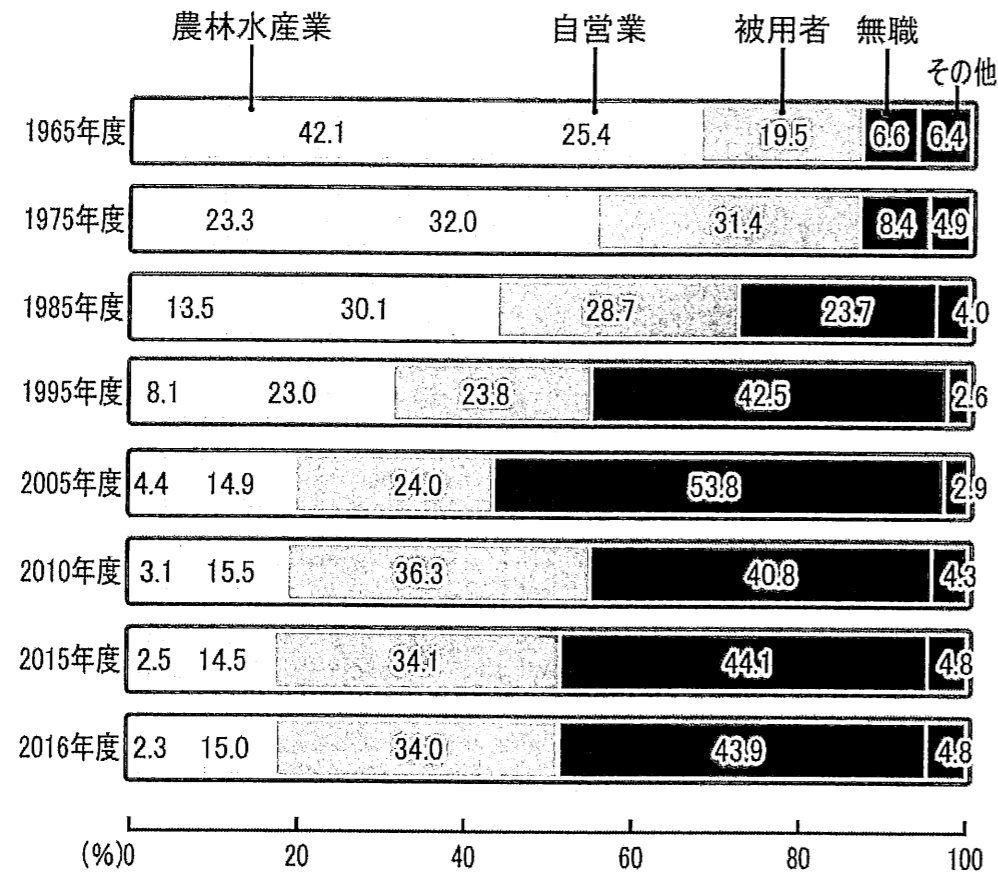
六年間で解消するというふうにおっしゃいましたが、そんな簡単な制度でないということと、負担が今でも非常に重い中で、当然、身近な暮らしに寄り添うという立場からいえば、バランスをとりながらも、一般会計からの繰り入れというのは続けながら、なおかつ保健事業などで医療費の伸びを抑制しながらやるという市町村の努力をぜひ尊重していただきたいと、それは一応、約束をしていただきましたので、それで質問を終わります。ありがとうございました。

平成30年度 保険給付費等交付金(特別交付金)大阪府繰入分

市町村	被保険者数 H29.6.1 A	I 財政の健全化(点数分)			II 広域化の推進(点数分)			III 健康づくり・医療費適正化(点数分)			合計 点数	(イ) 点数分交付額 I+II+III(円)	(ロ) 広域化の推進 システム改修費 (千円未満切捨て後)	(ハ) 非肥満血圧高値・ 血糖高値者への 受診勧奨事業	交付額計 (イ)+(ロ)+(ハ) (千円未満四捨五入)
		得点	(30+得点)×A (B)	交付額(C) ①×(B/B全体)	得点	(30+得点)×A (B)	交付額(C) ②×(B/B全体)	得点	(30+得点)×A (B)	交付額(C) ③×(B/B全体)					
1 大阪市	686,949	79	74,877,441	427,235,642	60	61,825,410	476,151,580	77	73,503,543	604,189,850	216	1,507,577,072	8,672,000	2,225,000	1,518,474,000
2 堺市	201,550	117	29,627,850	169,050,563	95	25,193,750	194,030,963	59	17,937,950	147,447,686	271	510,529,212	13,505,000	0	524,034,000
3 岸和田市	48,810	100	6,345,300	36,205,008	60	4,392,900	33,832,146	95	6,101,250	50,151,505	255	120,188,658		1,135,000	121,324,000
4 豊中市	88,991	116	12,992,686	74,133,657	30	5,339,460	41,122,126	85	10,233,965	84,121,901	231	199,377,685	1,760,000	0	201,138,000
5 池田市	23,121	60	2,080,890	11,873,140	30	1,387,260	10,684,054	60	2,080,890	17,104,653	150	39,661,848		0	39,662,000
6 吹田市	75,048	49	5,928,792	33,828,497	30	4,502,880	34,679,162	88	8,855,664	72,792,441	167	141,300,100		5,060,000	146,360,000
7 泉大津市	17,505	95	2,188,125	12,485,002	130	2,800,800	21,570,505	61	1,592,955	13,093,889	286	47,149,396		95,000	47,244,000
8 高槻市	81,424	140	13,842,080	78,980,129	5	2,849,840	21,948,190	89	9,689,456	79,646,106	234	180,574,424		1,905,000	182,479,000
9 貝塚市	20,376	81	2,261,736	12,905,011	95	2,547,000	19,615,852	78	2,200,608	18,088,720	254	50,609,583		995,000	51,605,000
10 守口市	35,935	107	4,923,095	28,090,191	130	5,749,600	44,280,841	92	4,384,070	36,036,502	329	108,407,534		0	108,408,000
11 枚方市	92,896	95	11,612,000	66,255,740	40	6,502,720	50,081,033	109	12,912,544	106,139,483	244	222,476,256	1,080,000	1,580,000	225,136,000
12 茨木市	59,747	135	9,858,255	56,249,223	85	6,870,905	52,916,629	92	7,289,134	59,915,762	312	169,081,614		230,000	169,312,000
13 八尾市	68,656	102	9,062,592	51,709,330	30	4,119,360	31,725,463	72	7,002,912	57,563,053	204	140,997,846		505,000	141,503,000
14 泉佐野市	23,611	104	3,163,874	18,052,430	95	2,951,375	22,730,167	101	3,093,041	25,424,407	300	66,207,003		625,000	66,832,000
15 富田林市	28,294	106	3,847,984	21,955,824	40	1,980,580	15,253,539	109	3,932,866	32,327,662	255	69,537,025		170,000	69,707,000
16 寝屋川市	60,627	77	6,487,089	37,014,027	60	5,456,430	42,022,977	98	7,760,256	63,788,325	235	142,825,329	2,142,000	1,395,000	146,362,000
17 河内長野市	27,661	124	4,259,794	24,305,529	80	3,042,710	23,433,588	88	3,263,998	26,829,652	292	74,568,769		390,000	74,959,000
18 松原市	33,185	38	2,256,580	12,875,592	95	4,148,125	31,946,998	84	3,783,090	31,096,522	217	75,919,113		385,000	76,304,000
19 大東市	32,608	66	3,130,368	17,861,251	40	2,282,560	17,579,253	66	3,130,368	25,731,230	172	61,171,735		120,000	61,292,000
20 和泉市	43,408	115	6,294,160	35,913,213	50	3,472,640	26,744,716	85	4,991,920	41,032,953	250	103,690,881	2,948,000	165,000	106,804,000
21 箕面市	31,306	64	2,942,764	16,790,820	40	2,191,420	16,877,334	100	4,069,780	33,453,078	204	67,121,233		180,000	67,301,000
22 柏原市	17,562	70	1,756,200	10,020,525	75	1,844,010	14,201,738	95	2,195,250	18,044,678	240	42,266,941		685,000	42,952,000
23 羽曳野市	29,426	78	3,178,008	18,133,075	110	4,119,640	31,727,620	94	3,648,824	29,992,873	282	79,853,568		140,000	79,994,000
24 門真市	35,145	53	2,917,035	16,644,016	70	3,514,500	27,067,103	98	4,498,560	36,977,596	221	80,688,714	567,000	435,000	81,691,000
25 摂津市	21,599	80	2,375,890	13,556,351	40	1,511,930	11,644,207	123	3,304,647	27,163,781	243	52,364,339		190,000	52,554,000
26 高石市	13,554	62	1,246,968	7,114,949	65	1,287,630	9,916,749	86	1,572,264	12,923,812	213	29,955,509	248,000	160,000	30,364,000
27 藤井寺市	16,520	67	1,602,440	9,143,201	75	1,734,600	13,359,111	134	2,709,280	22,269,940	276	44,772,252		920,000	45,692,000
28 東大阪市	124,680	122	18,951,360	108,132,655	40	8,727,600	67,216,061	76	13,216,080	108,634,510	238	283,983,226		920,000	284,903,000
29 泉南市	19,676	108	2,715,288	15,492,888	30	1,180,560	9,092,144	80	2,164,360	17,790,766	218	42,375,798		445,000	42,821,000
30 四條畷市	13,929	98	1,782,912	10,172,938	60	1,253,610	9,654,742	69	1,378,971	11,334,968	227	31,162,647		0	31,163,000
31 交野市	17,197	109	2,390,383	13,639,045	60	1,547,730	11,919,922	104	2,304,398	18,941,861	273	44,500,829	1,490,000	1,515,000	47,506,000
32 島本町	6,641	99	856,689	4,888,095	120	996,150	7,671,901	77	710,587	5,840,935	296	18,400,931		255,000	18,656,000
33 豊能町	5,933	124	913,682	5,213,286	20	296,650	2,284,665	88	700,094	5,754,684	232	13,252,636	259,000	0	13,512,000
34 能勢町	3,255	60	292,950	1,671,514	85	374,325	2,882,883	51	263,655	2,167,211	196	6,721,608		40,000	6,762,000
35 忠岡町	4,163	87	487,071	2,779,129	80	457,930	3,526,771	112	591,146	4,859,146	279	11,165,046		80,000	11,245,000
36 熊取町	10,840	121	1,636,840	9,339,480	80	1,192,400	9,183,330	99	1,398,360	11,494,343	300	30,017,153		535,000	30,552,000
37 田尻町	1,725	87	201,825	1,151,573	85	198,375	1,527,795	85	198,375	1,630,617	257	4,309,986		35,000	4,345,000
38 阪南市	14,706	77	1,573,542	8,978,315	65	1,397,070	10,759,607	108	2,029,428	16,681,642	250	36,419,563		690,000	37,110,000
39 岬町	4,600	89	547,400	3,123,354	75	483,000	3,719,849	42	331,200	2,722,422	206	9,565,626		70,000	9,636,000
40 太子町	3,381	94	419,244	2,392,122	5	118,335	911,363	128	534,198	4,391,040	227	7,694,525		0	7,695,000
41 河南町	4,080	102	538,560	3,072,915	10	163,200	1,256,893	82	456,960	3,756,154	194	8,085,962		5,000	8,091,000
42 千早赤阪村	1,783	127	279,931	1,597,230	20	89,150	686,593	34	114,112	937,986	181	3,221,810		0	3,222,000
43 大阪狭山市	13,510	105	1,823,850	10,406,522	50	1,080,800	8,323,837	82	1,513,120	12,437,655	237	31,168,014		240,000	31,408,000
合計	2,165,613	3,989	266,471,523	1,520,433,000	2,640	193,176,920	1,487,762,000	3,735	243,644,129	2,002,724,000	10,364	5,010,919,000	32,671,000	24,520,000	5,068,114,000

# 全国

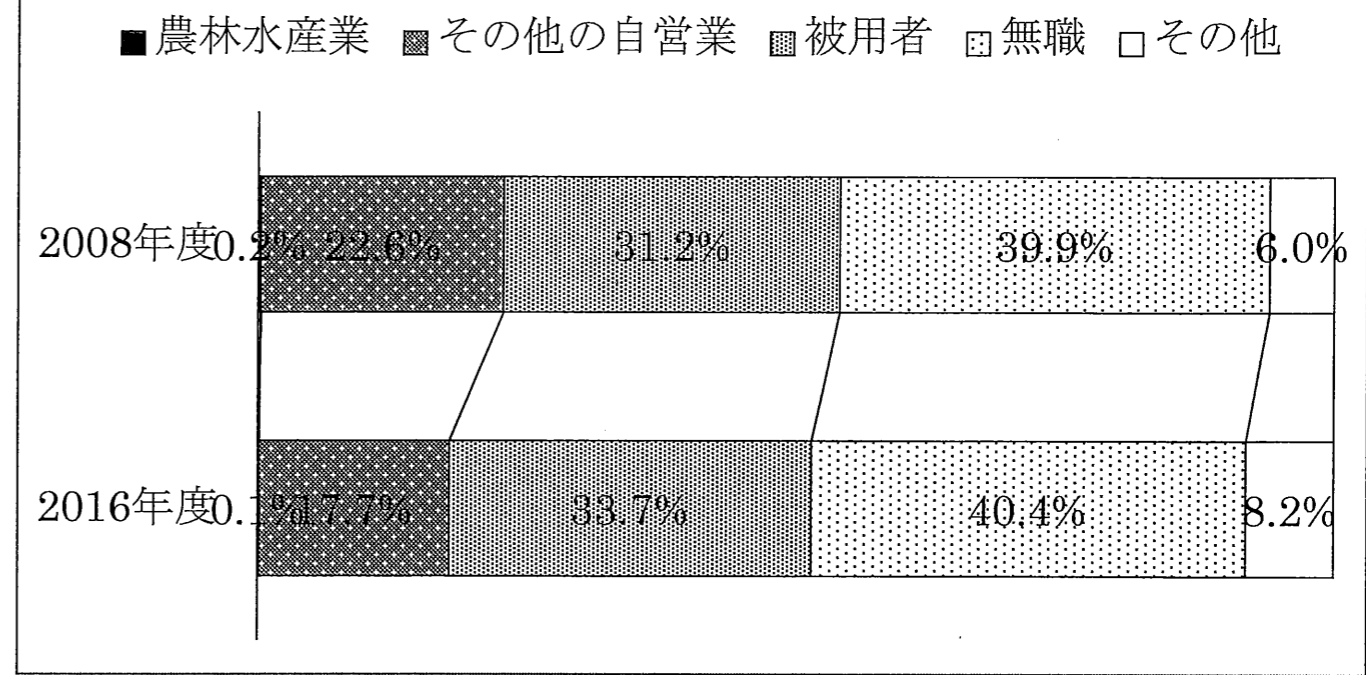
## 国保世帯主の職業別世帯構成割合の変化



注) 2005年度と2010年度の間で「無職」が減っているのは、2008年に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の世帯主が国保を脱退したため

出典：厚労省保険局『国民健康保険実態調査報告』各年度版

## 世帯主の職業別世帯数 大阪





国民健康保険

保険者名	昭和63年度所得に占める保険料負担割合（大阪府）			
	全被保険者 1人当たり調定額 (A)	1人当たり 旧ただし書所得 (B)	A/B (%)	順 位
61年度総計	52,472	617,000	8.50	—
62年度総計	56,450	686,000	8.23	—
63年度総計	61,791	771,000	8.01	—
001 大阪市	54,294	668,000	8.13	22
002 堺市	59,799	762,000	7.85	23
003 岸和田市	63,959	655,000	9.76	6
004 豊中市	66,474	914,000	7.27	30
005 池田市	71,025	1,106,000	6.42	41
006 吹田市	61,818	1,026,000	6.03	42
007 泉大津市	68,262	655,000	10.42	3
008 高槻市	62,814	900,000	6.98	33
009 貝塚市	67,950	597,000	11.38	1
010 守口市	75,708	774,000	9.78	5
011 枚方市	73,905	833,000	8.87	14
012 茨木市	73,170	981,000	7.46	28
013 八尾市	64,089	775,000	8.27	19
014 泉佐野市	62,979	813,000	7.75	26
015 富田林市	66,035	954,000	6.92	34
016 寝屋川市	70,962	905,000	7.84	24
017 河内長野市	69,893	911,000	7.67	27
018 松原市	64,797	680,000	9.53	7
019 大東市	71,430	769,000	9.29	8
020 和泉市	63,774	816,000	7.82	25
021 箕面市	67,755	1,260,000	5.38	44
022 柏原市	62,959	758,000	8.31	17
023 羽曳野市	60,475	737,000	8.21	20
024 門真市	81,985	774,000	10.59	2
025 摂津市	60,988	917,000	6.65	37
026 高石市	67,559	813,000	8.31	18
027 藤井寺市	60,360	846,000	7.13	32
028 東大阪市	66,461	813,000	8.17	21
029 泉南市	44,652	654,000	6.83	36
030 四條畷市	74,138	742,000	9.99	4
031 交野市	74,093	804,000	9.22	10
032 島本町	66,788	720,000	9.28	9
033 豊能町	63,727	1,125,000	5.66	43
034 能勢町	56,626	628,000	9.02	11
035 忠岡町	63,637	708,000	8.99	12
036 熊取町	63,878	888,000	7.19	31
037 田尻町	52,846	810,000	6.52	40
038 阪南町	66,436	797,000	8.34	16
039 岬町	65,815	741,000	8.88	13
040 太子町	57,993	882,000	6.58	39
041 河南町	57,107	779,000	7.33	29
042 千早赤阪村	62,687	725,000	8.65	15
043 大阪狭山市	64,926	982,000	6.61	38
044 美原町	61,643	896,000	6.88	35

4 保険料（税）

<平成30年度国民健康保険実態調査結果>

[単位:円]

内 保 険 者 名	平成29年度所得に占める保険料（税）負担割合（大阪府）			
	全被保険者1人当たり調定額A	1人当たり旧ただし書所得B	A/B (%)	順位
1 大阪市	87,495	521,342	16.78	31
2 堺市	86,923	512,500	16.96	28
3 岸和田市	96,965	498,571	19.45	7
4 豊中市	90,344	718,396	12.58	43
5 池田市	109,584	649,328	16.88	29
6 吹田市	110,095	731,638	15.05	41
7 泉大津市	86,191	480,907	17.92	17
8 高槻市	95,368	591,358	16.13	36
9 貝塚市	88,642	470,378	18.84	13
10 守口市	90,346	478,517	18.88	12
11 枚方市	92,235	542,709	17.00	26
12 茨木市	108,157	685,449	15.78	40
13 八尾市	97,988	561,282	17.46	22
14 泉佐野市	90,552	477,045	18.98	11
15 富田林市	95,356	507,568	18.79	14
16 寝屋川市	83,439	499,945	16.69	32
17 河内長野市	99,801	524,720	19.02	10
18 松原市	92,833	462,037	20.09	5
19 大東市	91,331	491,320	18.59	16
20 和泉市	93,290	530,047	17.60	20
21 箕面市	106,432	805,668	13.21	42
22 柏原市	99,392	501,366	19.82	6
23 羽曳野市	91,276	521,819	17.49	21
24 門真市	81,868	486,497	16.83	30
25 摂津市	96,802	609,252	15.89	38
26 高石市	101,931	487,849	20.89	2
27 藤井寺市	91,757	489,069	18.76	15
28 東大阪市	86,971	528,414	16.46	33
29 泉南市	76,664	362,373	21.16	1
30 四條畷市	88,448	514,076	17.21	25
31 交野市	98,999	606,682	16.32	35
32 島本町	108,746	613,892	17.71	19
33 豊能町	108,654	639,201	17.00	26
34 能勢町	94,994	497,764	19.08	9
35 忠岡町	88,320	497,149	17.77	18
36 熊取町	98,125	611,698	16.04	37
37 田尻町	82,208	404,007	20.35	4
38 阪南町	98,364	475,993	20.67	3
39 岬町	94,518	494,809	19.10	8
40 太子町	98,549	567,276	17.37	23
41 河南町	96,123	557,427	17.24	24
42 千早赤阪村	90,946	556,529	16.34	34
43 大阪狭山市	96,240	606,433	15.87	39
本年度 市町村計	91,560	546,821	16.74	-
前年度 市町村計	90,210	527,505	17.10	-
前々年度 市町村計	88,524	536,041	16.51	-

	法定外繰り入れ (円)			累積収支 (円)			基金等保有額 (円)	
	2014年度	2017年度	2017年度 /2014年度	2014年度	2017年度	2017年度 -2014年度	2014年度	2017年度
大阪市	14,177,849,616	8,442,912,866	59.6%	-12,255,388,316	1,618,150,357	13,873,538,673	0	0
堺市	61,681,434	33,971,970	55.1%	1,735,169,723	1,316,650,425	-418,519,298	2,669,268,976	3,811,941,120
岸和田市	248,337,064	165,450,175	66.6%	-1,468,443,848	-502,030,036	966,413,812	0	0
豊中市	902,189,000	812,714,000	90.1%	2,327,507,533	1,306,793,093	-1,020,714,440	0	0
池田市	179,289,097	144,379,014	80.5%	-581,476,235	74,766,193	656,242,428	0	0
吹田市	828,030,804	592,436,000	71.5%	-2,866,721,464	-1,217,563,869	1,649,157,595	0	0
泉大津市	220,156,336	136,384,000	61.9%	-426,099,347	27,706,380	453,805,727	0	0
高槻市	944,112,521	83,566,370	8.9%	166,702,903	1,198,279,642	1,031,576,739	0	0
貝塚市	8,700,261	11,737,604	134.9%	7,028,796	304,005,409	296,976,613	429,018,445	0
守口市	313,254,000	22,765,000	7.3%	707,879,714	695,855,390	-12,024,324	0	1,000,000,000
枚方市	1,700,000,000	202,779,000	11.9%	-1,620,572,170	561,662,073	2,182,234,243	0	0
茨木市	948,005,002	32,829,056	3.5%	145,876,319	874,630,853	728,754,534	0	0
八尾市	1,109,079,000	361,323,000	32.6%	-888,808,526	539,465,745	1,428,274,271	0	0
泉佐野市	0	0		419,012,021	355,528,523	-63,483,498	300,164,819	19,756
富田林市	95,764,000	53,444,000	55.8%	-87,515,852	53,853,852	141,369,704	0	0
寝屋川市	655,784,010	1,044,568,448	159.3%	97,047,331	898,957,471	801,910,140	0	1,130,566,991
河内長野市	11,069,000	11,782,664	106.4%	510,919,391	853,300,804	342,381,413	0	191,359,066
松原市	170,000,000	170,000,000	100.0%	-2,662,335,535	-2,346,749,672	315,585,863	0	0
大東市	77,059,483	86,320,074	112.0%	-892,718,258	314,874,279	1,207,592,537	0	0
和泉市	252,574,000	122,338,000	48.4%	388,742,738	54,989,679	-333,753,059	1,524,724,616	1,059,724,420
箕面市	466,395,000	486,107,490	104.2%	-1,864,171,209	-781,833,818	1,082,337,391	391,658	394,314
柏原市	131,789,982	132,449,351	100.5%	-1,035,845,006	-227,861,248	807,983,758	0	0
羽曳野市	35,322,438	38,358,276	108.6%	571,568,230	48,707,232	-522,860,998	924,638,169	675,456,807
門真市	475,776,700	382,842,920	80.5%	-2,187,199,266	-763,069,045	1,424,130,221	0	0
摂津市	296,839,248	270,085,204	91.0%	-98,733,824	536,113,601	634,847,425	0	0
高石市	67,000,000	67,000,000	100.0%	-896,130,715	-405,015,931	491,114,784	0	0
藤井寺市	122,344,058	71,074,934	58.1%	0	233,869,012	233,869,012	7,878,660	7,897,210
東大阪市	1,339,987,017	673,483,000	50.3%	839,872,422	1,838,423,011	998,550,589	0	1,739,000,000
泉南市	34,826,977	45,033,615	129.3%	-453,700,591	183,784,435	637,485,026	0	0
四條畷市	45,678,784	49,890,454	109.2%	6,119,151	197,858,212	191,739,061	152,391,566	322,002,805
交野市	23,236,073	26,183,000	112.7%	67,695,480	478,095,717	410,400,237	170,550	170,170,550
島本町	3,829,128	3,011,377	78.6%	72,285,720	253,795,565	181,509,845	196,695,643	246,164,643
豊能町	10,811,857	1,686,738	15.6%	25,664,664	259,068,048	233,403,384	0	0
能勢町	19,093,434	1,364,463	7.1%	136,331,238	246,079,071	109,747,833	150,911,244	150,911,244
忠岡町	11,229,360	15,296,018	136.2%	-142,648,748	29,363,362	172,012,110	0	0
熊取町	9,970,981	8,263,896	82.9%	-3,517,616	141,399,101	144,916,717	0	0
田尻町	4,822,123	3,187,507	66.1%	34,846,149	58,686,523	23,840,374	46,204,426	33,525,052
阪南市	68,246,573	23,505,824	34.4%	-542,865,177	14,095,478	556,960,655	288,793,279	263,165,050
岬町	1,539,229	2,023,279	131.4%	61,983,907	139,243,124	77,259,217	225,576,071	42,175
太子町	4,271,112	5,500,791	128.8%	1,376,825	38,801,855	37,425,030	40,335,220	55,345,220
河南町	5,000,000	1,405,868	28.1%	216,269,881	167,194,093	-49,075,788	77,851,020	78,312,670
千早赤阪村	0	0		86,263,203	40,109,029	-46,154,174	166,841,265	142,601,334
大阪狭山市	22,632,762	16,807,391	74.3%	413,803,545	709,371,726	295,568,181	0	0
計	26,103,577,464	14,856,262,637	56.9%	-21,934,924,819	10,419,404,744	32,354,329,563	7,201,855,627	11,078,600,427

# 国保料 均等割・平等割を廃止すれば協会けんぽ並みに値下げできる

30歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯で年収300万円の場合

